

別紙-1 海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類

(1) 水底土砂のしゅんせつ区域と試料採取位置

海洋投入処分しようとする廃棄物（図-1の赤色で網掛けされた範囲でしゅんせつする土砂）の特性を把握するために、水底土砂の底質調査を行った。

当該漁港は陸側からの土砂の流入がなく、また航路が1箇所のみであることから海側からの漂砂による流入の影響で土砂が堆積しており、港口部に近いほど堆積が多い。また、しゅんせつは、各航路、泊地単位で行われる。よって、試料の採取は、航路、泊地毎に1地点ずつ図-1に示す①～⑥の計6地点を設定した。

また、上記に示した土砂試料採取地点での判定基準の確認結果を水平方向に展開することの妥当性を確認するための補足調査を実施した。その結果、設定した底質の調査地点の判定基準の確認結果を水平方向に展開することの妥当性が確認された。

詳細については、添付書類-2「1.4.5. 浚渫区域水底土砂の水平方向におけるCOD把握（補足調査）」において示す。

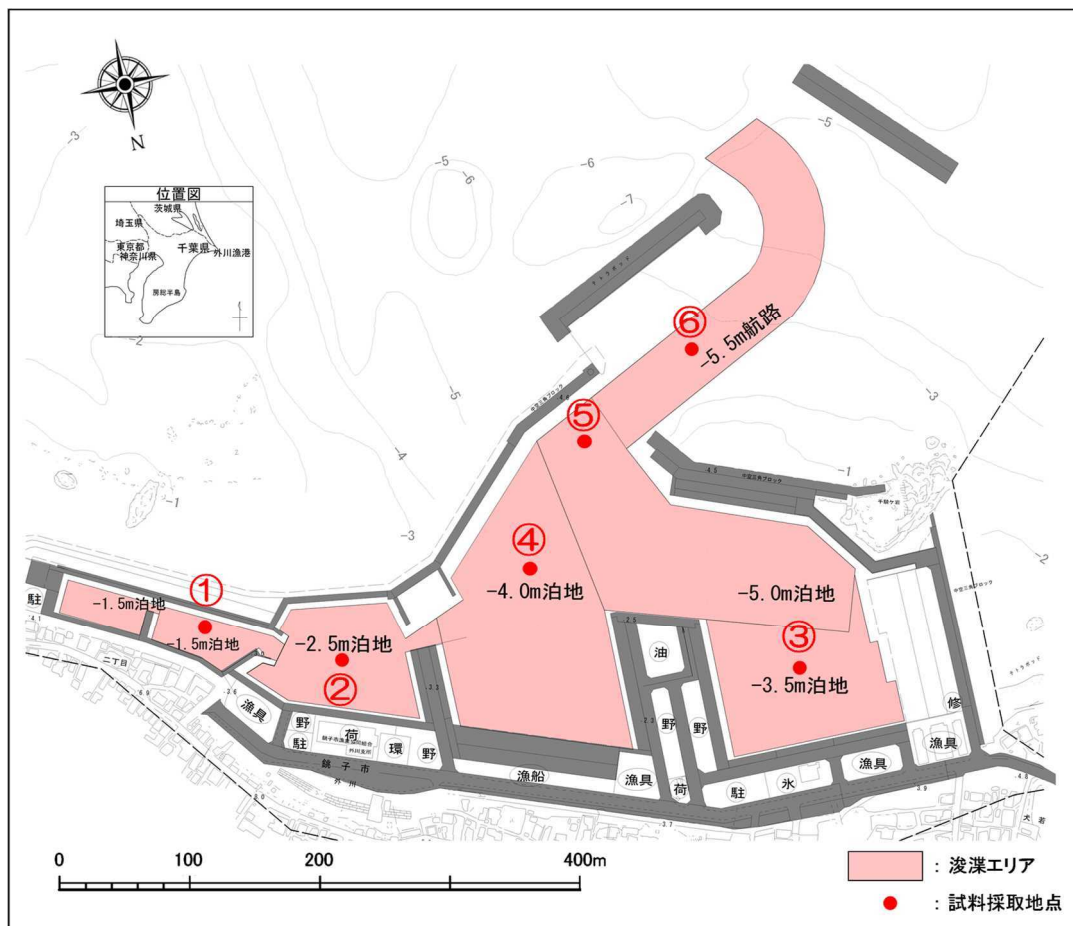


図-1 海洋投入処分しようとする水底土砂のしゅんせつ区域及び試料採取位置図

(2) 政令で定める基準への適合状況

水底土砂に係る判定基準への適合状況を表-1 に示す。

いずれの箇所においても水底土砂に係る判定基準を満足しており、しゅんせつにより発生する土砂が、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）」第 10 条第 2 項第 5 号口の政令で定める基準に適合した一般水底土砂であると判断される。

表-1 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取年月日：令和3年8月5日

No.	分析試験項目	単位	地点	①-1.5m泊地			②-2.5m泊地			③-3.5m泊地			④-4.0m泊地			⑤-5.0m泊地			⑥-5.5m航路		
				0.30m 混合試料 分析結果	判定基準 換算値	判定 結果	0.78m 混合試料 分析結果	判定基準 換算値	判定 結果	0.94m 混合試料 分析結果	判定基準 換算値	判定 結果	0.88m 混合試料 分析結果	判定基準 換算値	判定 結果	0.95m 混合試料 分析結果	判定基準 換算値	判定 結果	0.70m 混合試料 分析結果	判定基準 換算値	判定 結果
1	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されな(※)	<0.0005	不検出	○	<0.0005	不検出	○	<0.0005	不検出	○	<0.0005	不検出	○	<0.0005	不検出	○	<0.0005	不検出	○
2	水銀又はその化合物	mg/L	0.005以下 ※1)	<0.0003	0.005	○	<0.0005	0.0032	○	<0.0005	0.00265	○	<0.0005	0.00285	○	<0.0005	0.00265	○	<0.0005	0.00355	○
3	カドミウム又はその化合物	mg/L	0.1以下 ※1)	<0.001	0.064	○	<0.001	0.064	○	<0.001	0.063	○	<0.001	0.057	○	<0.001	0.053	○	<0.001	0.071	○
4	鉛又はその化合物	mg/L	1以下 ※1)	<0.1	1	○	<0.1	0.64	○	<0.1	0.53	○	<0.1	0.57	○	<0.1	0.53	○	<0.1	0.71	○
5	有機リン化合物	mg/L	0.5以下 ※1)	<0.05	0.5	○	<0.05	0.32	○	<0.05	0.265	○	<0.05	0.285	○	<0.05	0.265	○	<0.05	0.355	○
6	六価クロム化合物	mg/L	0.1以下 ※1)	<0.01	0.1	○	<0.01	0.064	○	<0.01	0.063	○	<0.01	0.057	○	<0.01	0.053	○	<0.01	0.071	○
7	ヒ素又はその化合物	mg/L	1以下 ※1)	<0.1	1	○	<0.1	0.64	○	<0.1	0.53	○	<0.1	0.57	○	<0.1	0.53	○	<0.1	0.71	○
8	シアン化合物	mg/L	0.003以下 ※1)	<0.0005	0.003	○	<0.0005	0.00192	○	<0.0005	0.00159	○	<0.0005	0.00171	○	<0.0005	0.00159	○	<0.0005	0.00213	○
9	ポリ塩化フェニル(PCB)	mg/L	3以下 ※1)	<0.3	3	○	<0.3	1.92	○	<0.3	1.59	○	<0.3	1.71	○	<0.3	1.59	○	<0.3	2.13	○
10	銅又はその化合物	mg/L	2以下 ※1)	<0.5	2	○	<0.5	1.28	○	<0.5	1.06	○	<0.5	1.14	○	<0.5	1.06	○	<0.5	1.42	○
11	亜鉛又はその化合物	mg/L	15以下 ※1)	<0.8	15	○	<0.8	9.6	○	<0.8	7.95	○	<0.8	8.55	○	<0.8	7.95	○	<0.8	10.65	○
12	ふたつ化合物	mg/L	0.3以下 ※1)	<0.01	0.3	○	<0.01	0.192	○	<0.01	0.159	○	<0.01	0.171	○	<0.01	0.159	○	<0.01	0.213	○
13	トリクロロエチレン	mg/L	0.1以下 ※1)	<0.01	0.1	○	<0.01	0.064	○	<0.01	0.063	○	<0.01	0.057	○	<0.01	0.053	○	<0.01	0.071	○
14	トトラクロロエチレン	mg/L	2.5以下 ※1)	<0.2	2.5	○	<0.2	1.6	○	<0.2	1.325	○	<0.2	1.425	○	<0.2	1.325	○	<0.2	1.775	○
15	ペリウム又はその化合物	mg/L	2以下 ※1)	<0.2	2	○	<0.2	1.28	○	<0.2	1.06	○	<0.2	1.14	○	<0.2	1.06	○	<0.2	1.42	○
16	クロム又はその化合物	mg/L	1.2以下 ※1)	<0.1	1.2	○	<0.1	0.768	○	<0.1	0.636	○	<0.1	0.684	○	<0.1	0.636	○	<0.1	0.852	○
17	ニッケル又はその化合物	mg/L	1.5以下 ※1)	<0.1	1.5	○	<0.1	0.96	○	<0.1	0.795	○	<0.1	0.855	○	<0.1	0.795	○	<0.1	1.065	○
18	バナジウム又はその化合物	mg/L	40以下 ※1)	<4	40	○	<4	25.6	○	<4	21.2	○	<4	22.8	○	<4	21.2	○	<4	28.4	○
19	有機塩素化合物	mg/kg	0.2以下 ※1)	<0.02	0.2	○	<0.02	0.128	○	<0.02	0.106	○	<0.02	0.114	○	<0.02	0.106	○	<0.02	0.142	○
20	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下 ※1)	<0.002	0.02	○	<0.002	0.0128	○	<0.002	0.0106	○	<0.002	0.0114	○	<0.002	0.0106	○	<0.002	0.0142	○
21	四塩化炭素	mg/L	0.04以下 ※1)	<0.004	0.04	○	<0.004	0.0256	○	<0.004	0.0212	○	<0.004	0.0228	○	<0.004	0.0212	○	<0.004	0.0284	○
22	1,2-ジクロロエタン	mg/L	1以下 ※1)	<0.02	1	○	<0.02	0.64	○	<0.02	0.53	○	<0.02	0.57	○	<0.02	0.53	○	<0.02	0.71	○
23	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下 ※1)	<0.04	0.4	○	<0.04	0.256	○	<0.04	0.212	○	<0.04	0.228	○	<0.04	0.212	○	<0.04	0.284	○
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	3以下 ※1)	<0.3	3	○	<0.3	1.92	○	<0.3	1.59	○	<0.3	1.71	○	<0.3	1.59	○	<0.3	2.13	○
25	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下 ※1)	<0.006	0.06	○	<0.006	0.384	○	<0.006	0.318	○	<0.006	0.342	○	<0.006	0.318	○	<0.006	0.426	○
26	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.02以下 ※1)	<0.002	0.02	○	<0.002	0.0128	○	<0.002	0.0106	○	<0.002	0.0114	○	<0.002	0.0106	○	<0.002	0.0142	○
27	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.06以下 ※1)	<0.006	0.06	○	<0.006	0.384	○	<0.006	0.318	○	<0.006	0.342	○	<0.006	0.318	○	<0.006	0.426	○
28	チウラム	mg/L	0.03以下 ※1)	<0.003	0.03	○	<0.003	0.0192	○	<0.003	0.0159	○	<0.003	0.0171	○	<0.003	0.0159	○	<0.003	0.0213	○
29	シマジン	mg/L	0.2以下 ※1)	<0.02	0.2	○	<0.02	0.128	○	<0.02	0.106	○	<0.02	0.114	○	<0.02	0.106	○	<0.02	0.142	○
30	チオベンカルブ	mg/L	0.1以下 ※1)	<0.01	0.1	○	<0.01	0.064	○	<0.01	0.053	○	<0.01	0.057	○	<0.01	0.053	○	<0.01	0.071	○
31	ベンゼン	mg/L	0.1以下 ※1)	<0.01	0.1	○	<0.01	0.064	○	<0.01	0.053	○	<0.01	0.057	○	<0.01	0.053	○	<0.01	0.071	○
32	セレン又はその化合物	mg/L	0.5以下 ※1)	<0.05	0.5	○	<0.05	0.32	○	<0.05	0.265	○	<0.05	0.285	○	<0.05	0.265	○	<0.05	0.355	○
33	1,4-ジオキサン	mg/L	10以下 ※1)	<0.058	10	○	<0.058	6.4	○	<0.058	5.3	○	<0.058	5.7	○	<0.058	5.3	○	<0.058	7.1	○
34	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.058以下 ※1)	<0.058	10	○	<0.058	6.4	○	<0.058	5.3	○	<0.058	5.7	○	<0.058	5.3	○	<0.058	7.1	○

注) コア厚0.5m未満の場合、判定基準換算値が大きい(基準が緩く)ためコア厚は0.5mとした。

※1) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年2月17日 総理府令第6号)別表第1、第1条第2項